

平成31年4月1日

松田町
町制施行
110周年



松田町フォトコンテスト

募集テーマ:松田町の自慢できる素敵なところ・スゴイところ

写真部門

応募受付：令和2年2/6（木）～2/20（木）

Instagram部門

応募受付：令和元年8/1（木）～令和2年2/20（木）

今年度は、松田町町制施行110周年を記念して、あなたが思う「松田町の自慢できる素敵なところ・スゴイところ」をテーマとして「写真部門」と「Instagram部門」で作品を募集します。

写真愛好家の方、小・中学生の皆さん、ぜひお気軽にご応募ください！



入賞賞金（小・中学生には図書カード）

写真部門／推薦2万円、町長賞・教育長賞
各1万5千円、佳作1万円

Instagram部門／
推薦1万円、特選5千円、入選3千円

▲平成29年度 推薦「春のおとづれ」

寄地区で地域の方に守られている見事なしだれ桜を撮影して下さったものです。

町PR用のポストカードに使用しイベントで配布したところ、外国人の方に「素晴らしい古木だ。ぜひ実際に訪れてみたい。」と大好評でした。

募集内容

- 平成30年2月21日以降に松田町内で撮影した作品を次の2部門で募集します。
- ①写真部門 ②Instagram部門
- ※合成写真、組写真、デジタル加工（実在のものを消したり、ないものを描いたりしたもの）は応募不可

応募資格

町内外問わず、どなたでも参加できます（アマチュアの方限定）。

応募方法

①写真部門 受付期間：令和2年2月6日（木）～2月20日（木）（必着）

- ・サイズ：六つ切り判（ワイド可）、四つ切判（ワイド可）、A4、2L判
- ・デジタル写真も可（画質1,000万画素以上のもの）
- ・応募は1人3点まで
- ・本ちらし裏面の「応募票」に必要事項を記載の上、作品裏面に貼りつけて郵送または窓口へ直接ご提出ください（応募作品の返却はいたしません）。
- ・印刷したものを窓口へ直接提出する場合は、上記期間の平日午前8時30分～午後5時15分をお願いします。

②Instagram部門 受付期間：令和元年8月1日(木)～令和2年2月20日(木)

- 1) 松田町役場政策推進課の公式Instagramアカウント「matsuda_seisaku」をフォローしてください。
- 2) 町内で撮影し、「#松田町フォトコン2019」又は「#matsudaphotocon」を付けて投稿してください。
- 3) 応募は1人3点まで
- 4) Instagramの利用規約を遵守して投稿してください。
- 5) 応募後、審査確定までに投稿が削除されたものは無効となります。
- 6) 入賞者には公式アカウントからダイレクトメッセージを送信して通知します。

ほか共通注意事項

- 写真、メッセージとも未発表作品に限ります。• 応募者ご本人が撮影した作品に限ります。
 - 未成年者は、保護者の同意を得て応募してください。
 - 人物が含まれる作品の場合、被写体の肖像権侵害などの責任は負いかねますので、必ず被写体ご本人の承諾、使用許可などをとってください（未成年者の作品は、被写体の肖像権侵害などに該当しないかどうかを保護者の方が必ずご確認の上、ご応募ください）。
 - 応募作品、応募用紙に不備がある場合は、受け付けない場合があります。
 - 応募作品に伴い取得した個人情報「当コンテストに関する連絡など」「入賞作品の発表、紹介」といった目的以外には使用しません
 - 応募規定に反する場合や入賞決定後に違反事項が認められた場合は入賞取消となる場合があります。
 - 入賞後、原版もしくは写真データを提出していただけない場合は入賞取消となる場合があります。
- ★入賞作品の著作権は応募者にありますが、使用权は主催者側が有します。作品を広報、公式サイト、ポスター、パンフレットといった町のPR等に使用しますので、ご承知おきください。
- ★取得した個人情報は、当コンテストに関する連絡や入賞作品の発表・紹介以外では使用しません。

〒258-8585

足柄上郡松田町松田惣領 2037 松田町役場 3階

政策推進課内 松田町フォトコンテスト担当

TEL : 0465-83-1222

E-mail : photocon@town.matsuda.kanagawa.jp



応募・
問い合わせ先

切り取り

令和元年度 松田町フォトコンテスト応募票（写真部門用）	
作品タイトル	ふりがな
氏名・年齢	ふりがな (才)
住所	〒
電話番号	自宅 () 携帯 ()
FAX	()
E - Mai	
撮影場所	